

平成25年度 財政援助団体等監査結果報告書

今回実施した平成25年度財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり報告する。

- 1 監査実施日 平成26年1月15日（水）、17日（金）、20日（月）、
21日（火）、29日（水）、30日（木）
- 2 実施場所 富谷町役場監査委員室、富谷町武道館会議室、富谷町社会福祉協議会
- 3 監査従事者 監査委員書記 浅野 康則、郷右近 衛、津久家 直美、相澤 正人
- 4 監査対象課及び説明員（別紙のとおり）
 - （1）監査対象課 長寿福祉課、学校教育課、子育て支援課、総務課、都市計画課、
町民生活課、産業振興課、経営企画課、
あったかまちづくり推進課、健康増進課、生涯学習課、
富谷町社会福祉協議会
 - （2）説明員 担当部長、課長、課長補佐、担当者
- 5 財政援助団体等監査事前提出調書
『平成25年度財政援助団体等監査調書』、
『補助金交付団体等一覧表』、『負担金交付団体等一覧表』
- 6 監査事項
財政的援助を与えている団体等に対して、補助金の出納その他の事務の執行が、適正かつ有効で効率的に活用されているかについて、下記の項目を重点に監査を実施した。
 - ① 補助金交付要綱、会則等は整備されているか。
 - ② 補助金の決定は、法令、会則等に適合しているか。
 - ③ 補助金の交付目的及び対象事業の内容は、明確か。
 - ④ 補助金の公益性の必要性は、十分か。
 - ⑤ 補助額の算定・交付方法・交付時期・交付手続等は、適正か。
 - ⑥ 補助額の増減の有無と理由は、適正か。
 - ⑦ 補助金の関係書類の整備・保存は、適正か。
 - ⑧ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により確認されているか。
 - ⑨ 補助金の交付団体への指導・助言は、適正か。
 - ⑩ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統廃合の見直しの必要はないか。
 - ⑪ 補助金等が、補助等対象事業以外への流用はないか。

7 監査方法

監査対象補助事業等について、事前に対象課から様式を定めた監査対象となる補助金の『平成25年度財政援助団体等監査調書』、『補助金交付団体等一覧表』及び『負担金交付団体等一覧表』の提出を求め、内容の確認を行う等の事前審査を行なった上、監査当日は、担当課より関係書類等（補助金交付要綱、補助申請書、補助指令書、前払請求書、概算払申請書、支出負担行為書、支援団体等の総会資料、予算・決算書等の補助金関係書類等）の提示及び補助金の法的根拠や活用状況について、説明を求めながら関係書類等の監査を実施した。

8 監査の結果（総合所見）

あらかじめ、対象課から様式を定めた監査対象となる補助金の調書（平成25年度財政援助団体等監査調書、補助金及び負担金交付団体等一覧表）の提出を求めたところ、提出された上記書類については、補助金交付の根拠法令や交付期間及び補助金の効果・成果等について、誤記入の調書があったものの、補助金交付に当たっての事務手続きは概ね良好であり、監査当日、事前提出された件名に係る関係書類は整備されていたことを認める。

しかしながら、一部事業補助金の繰越額については、今後の研究、検討が必要であるとともに、関係書類等の整理、整備や補助金交付要綱の改正が必要なものなど、口頭で指摘した留意事項については、今後、見直し及び改善などの対応に努められたい。また、今後の補助金交付のあり方については、事業の推移を見ながら補助の継続交付や統廃合を十分に精査し、問題や課題があれば改善する等、補助金が適正で有効かつ効率的に活用されるよう財政援助を図られたい。

なお、監査時点においては、まだ事業等が完了していないため補助事業の実績状況等が把握できないものについては、後日、決算審査や随時監査等において、その補助効果を確認することとする。

以上、地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成25年度財政援助団体等監査について、同条第11項に係る監査委員の合議により、報告を決定し、財政援助団体等監査報告書として、地方自治法第199条第9項の規定により提出する。

平成26年2月7日

富谷町代表監査委員 阿 部 功

富谷町監査委員 佐 藤 克 彦